

# OCN 契約者に対する「ABEMA プレミアム」の販売に関する規約

## 第1章 総則

### 第1条 規約の目的

株式会社NTTドコモ（以下、「当社」といいます。）は、第4条に規定する第2種契約者に第4条に規定するAbemaTV社が提供する「ABEMA プレミアム」を第1表で料金表に定める価格で販売するための条件として、OCN 契約者（第4条に定める「第2種契約者」をいいます。）に対するABEMA プレミアムの販売に関する規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。

2 前項の規定に従い当社によるABEMA プレミアムの販売を受ける者（以下、「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

### 第2条 本規約の適用の範囲

当社は、AbemaTV社との契約に基づき、AbemaTV社が提供するABEMA プレミアムの次に掲げる取り扱いを行います。

- (1) ABEMA プレミアムの利用に係る申込みの受付（新規申し込み及び解約申し込み含む）
- (2) ABEMA プレミアムの利用料金の設定
- (3) ABEMA プレミアムの利用料金の請求

2 本規約は契約者と当社との間の前項の取り扱いに係る条件について適用します。

3 前項までに規定するほか、契約者は本契約の締結に際し、AbemaTV社との間で下記の規約等（以下、総称して「ABEMA 規約」といいます。）に合意するものとし、契約者とAbemaTV社との間におけるABEMA プレミアムの利用に係る取り扱いについては、ABEMA 規約に規定される条件が適用されます。

◆ABEMA 利用規約(<https://abema.tv/about/terms>)

◆ABEMA プライバシーポリシー(<https://abema.tv/about/privacy-policy>)

4 当社と契約者との関係においては、本規約の内容が適用されるものとします。

### 第3条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上（<https://service.ocn.ne.jp/agreement/index.html>）への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本規約に基づき当社が販売したABEMA プレミアムを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更に特段の異論無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

#### **第4条 定義**

本規約において用いる以下の用語の意味は次のとおりです。

用語	用語の意味
1 第2種契約	当社がIP通信網サービス契約約款(OCN)に規定する第2種オーブンコンピュータ通信網サービスを受けるための契約
2 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
3 契約者識別符号	第2種契約者を識別するための英字および数字の組合せであって、第2種契約に基づいて当社が第2種契約者に割り当てるもの
4 OCNマイページ	当社が第2種契約者または当社と第2種契約を締結しようとする者に対し、その第2種契約に係る申し込み方法の1つとして提供するWebサイト( <a href="https://mypage.ocn.ne.jp/">https://mypage.ocn.ne.jp/</a> )
5 AbemaTV社	株式会社AbemaTV
6 ABEMA	AbemaTV社が提供する動画配信サービス
7 ABEMAプレミアム	AbemaTV社が提供するABEMAの有料プラン
8 本契約	当社と契約者との間におけるAbemaTV社が提供する「ABEMAプレミアム」の売買契約
9 クーポンコード	本契約に基づいて契約者がOCNマイページで行う発行申請に対して当社が契約者に割り当てる、英字及び数字の組み合わせ
10 請求事業者	本契約に係る料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注)本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。
11 特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者

## **第2章 契約**

#### **第5条 契約の単位等**

当社は、第2種契約において提供される1の契約者識別符号につき、1のクーポンコードを割り当てます。

#### **第6条 申込みと承諾**

本契約の申込みをするときは、本規約およびABEMA規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

- 2 当社が申込みに対して承諾した時をもって本契約の成立とします。

**3** 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 本契約の申込みの受付が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
- (2) 本契約の申込みをした者（以下、「申込者」といいます。）が、当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 申込者が、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないおそれがあると当社が判断したとき
- (4) 申込者が、過去に当社による本契約の解除を受けたことがあるとき
- (5) 申込者が、本規約に反する行為を行うおそれがあると当社が判断したとき
- (6) 本契約の申込みにおいて虚偽の申告がなされたとき
- (7) 当社からの申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき
- (8) 当社が、申込みに係る内容の確認において、申込者に当社への連絡を求めた場合で、当社が指定する期日までに当社への連絡が完了しないとき
- (9) AbemaTV 社による ABEMA プレミアムの提供が、技術上、その他の理由により著しく困難なとき
- (10) 本契約の申込みに係る第 2 種契約において、現に ABEMA プレミアムの利用があるとき
- (11) 本契約の申込みに係る第 2 種契約において、申込月又は申込みの前月に ABEMA プレミアムの利用があるとき
- (12) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき

**4** 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

**5** 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

## **第7条 クーポンコードの発行申請、登録、管理等**

当社による申込みの承諾後、契約者は、OCN マイページにおいて当社所定の方法でクーポンコードの発行申請をするものとします。契約者は、クーポンコードの発行日から起算して 365 日以内（以下「クーポンコード有効期間」といいます）に、ABEMA プレミアムを利用するためのサイト（以下「ABEMA サイト」といいます）で当該クーポンコードを自ら登録することにより ABEMA プレミアムを利用することができます。クーポンコード有効期間経過後は、当該クーポンコードは失効し ABEMA プレミアムを利用することはできません。当社は、クーポンコードを再発行しません。契約者は、クーポンコード有効期間経過後に ABEMA プレミアムの利用を希望する場合、第 10 条の定めに従い本契約を解約し、改めて第 6 条の定めに従い申込みを行う必要があります。当社による申込みの承諾後、再度クーポンコードの発行申請は可能となります、その場合、当社が本契約の申込みを承諾した日を含む月が料金起算月となります。

**2** 契約者がクーポンコードを発行申請しない場合、又はクーポンコードを取得後 ABEMA サイトで当該クーポンコードを登録しない場合（クーポンコード有効期間経過により登録できない場合を含む）であっても、当社は返金を行わないものとします。クーポンコード有効期間経過により登録できない場合

であっても、第10条の定めに従い契約者が本契約を解約しない限り、第14条に従い料金支払い義務が継続します。

**3** 当社は、同一の契約者識別符号につき ABEMA プレミアムの売買契約締結が2回目以降の契約者に限り、当社がクーポンコードを発行すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により発行しなかったときは、クーポンコードが発行できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連續した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金表 第1表（料金）に規定する利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

**4** 契約者はクーポンコードを自らの責任において管理するものとします。当社は、クーポンコードに係る情報の紛失、第三者に対する漏洩その他第三者による不正使用等により生じた結果に関して、責任を負いません。

**5** 契約者は、クーポンコードをもって AbemaTV 社を除く第三者と取引を行ってはならないものとします。

## **第8条 契約者の地位の承継**

本契約に係る契約者の地位の承継については、本契約に係る第2種契約に係る当社の規定に準ずるものとします。

## **第9条 契約に係る権利の譲渡**

本契約に係る権利の譲渡については、本契約に係る第2種契約に係る当社の規定に準ずるものとします。

## **第10条 契約者が行う本契約の解除**

契約者は本契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により通知していただきます。

## **第11条 当社が行う本契約の解約**

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することができます。また（1）の場合においては、第16条債権の譲渡に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。

- (1) 本規約に係る料金について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないことが合理的に見込まれるとき
- (2) 契約者が第6条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 契約者が、本規約の第19条（契約者の義務）に違反したとき
- (4) 本契約に係る第2種契約が解除されたとき
- (5) 契約者による第2種契約（タイプ6－3に係るものに限ります）の申込みを当社が承諾する前に、契約者が本契約の申込みを行った場合において、第2種契約（タイプ6－3に係るものに限ります）の申込み日を含む月の翌月末までに第2種契約（タイプ6－3に係るものに限ります）が当社により承諾さ

れないとき

(6) 契約者が本規約に反する行為を行った又は行うおそれがあると当社が判断したとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1) 緊急又はやむを得ない場合

(2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始若しくは破産申し立てをしたとき

(3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき

(4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき

(5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき

## **第12条 本規約に定める取り扱いの中止**

当社は次の場合には本規約に定める取り扱いを中止することができます。

(1) 本規約に定める取り扱いを行うための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき

(2) 本規約に定める取り扱いを行うための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(4) 本規約に定める取り扱いが正常に動作せず、継続して提供することが困難であるとき

(5) 法令等に基づく要請等により本規約に定める取り扱いを行うことが困難となったとき

2 当社は前項の規定により本規約に定める取り扱い中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

## **第3章 料金等**

### **第13条 料金**

料金は、料金表に定めるところによります。

### **第14条 料金の支払義務**

契約者は、本規約に基づいて当社が申込みを承諾した日を含む料金月から起算して、本契約の解約があった日を含む料金月までの期間において、料金表 第1表（料金）に規定する利用料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、毎月1日から末日までの間をいいます。

2 同一の契約者識別符号につき、過去に本規約に基づく「ABEMA プレミアム」の売買契約を締結した事実がない第2種契約者に限り、当社が本契約の申込みを承諾した日を含む月から起算して3か月目を料金起算月とします。

3 契約者は、当社が第2条第1項に定める取扱いを中止したときは、その期間中の料金の支払を要します。

4 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額

を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

## 第15条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内（第 16 条債権の譲渡の規定に基づき請求事業者がその料金その他の債務に係る債権を特定請求事業者に譲渡する場合は 15 日以内とします。）に支払いがあった場合はこの限りではありません。

## 第16条 債権の譲渡

契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった第 1 表（料金）に規定する利用料金その他の債務に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者へ個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は、請求事業者の定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関する取扱い規約に従っていただきます。

2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関する取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものとして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

## 第4章 雜則

### 第17条 免責

当社は、当社の故意又は重大過失に起因する場合を除き、本規約に定める範囲でのみ賠償責任を負うものとします。契約者は、ABEMA プレミアムの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、ABEMA プレミアムの利用により生じる結果について、契約者に対し、ABEMA プレミアムの利用に必要な契約者の端末設備やネットワーク回線等の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分等、当社の責めに帰すべき事由がない場合、責任を負わないものとします。

3 前条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

### 第18条 本規約に定める取扱いの廃止

当社は、第2条第1項に定める取扱いの一部又は全部を廃止することができます。

- 2 前項の規定による第2条第1項に定める取扱いの一部又は全部の廃止があったときは、本規約に係る販売の一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、第2条第1項に定める取扱いの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第2条第1項に定める取扱いの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。

## **第19条 契約者の義務**

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
  - (2) 本契約に係りアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
  - (3) 第三者になりすまして本契約を締結する行為をしないこと
  - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
  - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
  - (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
  - (7) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
  - (8) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
  - (9) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと
- 2 契約者は前項の規定に違反して本契約に係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

## **第20条 契約者に対する通知**

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイト上 (<https://service.ocn.ne.jp/option/contents/abema.html>) に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者のFAX番号宛にFAXを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

## **第21条 契約者情報の取扱い**

契約者は、本契約に係る ABEMA プレミアムを提供する目的で、当社と AbemaTV 社との間で以下の事項を相互に通知する場合があることを、承諾するものとします。

- (1) ABEMA プレミアムの申込みの手続きの処理状況
- (2) 前号のほか、契約者の ABEMA プレミアムの利用に係る変更や廃止等の事実
- (3) 本契約に係る第 2 種契約の契約者識別符号
- (4) 契約者からの ABEMA プレミアムに係る申出の内容

**2** 契約者は、当社が第 16 条（債権の譲渡）第 1 項の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報および料金の回収に必要となる情報を請求事業者に提供することにつき同意していただきます。

**3** 請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合、請求事業者に提供された前項の情報は、特定請求事業者にも提供されるものとし、契約者は、当社又は請求事業者による特定請求事業者への情報の提供につき同意していただきます。

**4** 本サービスに係る債権が請求事業者から特定請求事業者に再譲渡された場合、契約者は、その債権に関して料金が支払われた等の情報が請求事業者に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が特定請求事業者に代わって契約者から取得したものとして取り扱われます。

**5** 前項に規定する債権の再譲渡の有無にかかわらず、第 16 条（債権の譲渡）第 1 項の規定に基づく債権譲渡がなされた場合、その債権に関して料金が支払われた等の情報は、当社にも提供されることにつき契約者は同意するものとします。この同意は、当社が請求事業者に代わって契約者から取得したものとして取り扱われます。

## **第22条 個人情報の取扱い**

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt-docomo.ne.jp/utility/privacy/>) によります。

## **第23条 第三者への委託**

契約者は、当社が ABEMA プレミアムに関する第 2 条第 1 項に定める取扱いに関する業務の全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

## **第24条 管轄裁判所**

契約者と当社との間で本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## **第25条 分離可能性**

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場

合であっても、他の条項は影響を受けて有効に存続するものとします。

## **第26条 準拠法**

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

# 料金表

## 通則

### 第1 料金の計算方法等

当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金において、本規約の料金表に規定する ABEMA プレミアム利用料は料金月に従って計算します。

2 当社は、本契約に係る申込みの態様に関わらず、本契約に係る料金について日割を行いません。

### 第2 端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、当社のIP通信網サービス契約約款（本契約に係る第2種契約に係るものに限ります。）において別段の定めがある場合は、その定めるところによります

### 第3 料金等の支払い

契約者は、本契約に係る料金について、当社が定める期日までに、請求事業者が指定する金融機関等において支払っていただきます。

2 契約者は、本契約に係る料金を支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

### 第4 料金の一括後払い

当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則第3の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、複数の料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### 第5 過払金の相殺

当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することができます。

### 第6 前受金

当社は、料金について、契約者が希望される場合には、前受金には利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

### 第7 消費税相当額の加算

第14条（料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額（次に掲げるものを除きます。）は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当

額を加算した額とします。以下同じとします。)) の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金は、税抜価格とします。なお、かっこ内の額は税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

## 第8 料金の臨時減免

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(注) 当社は、料金の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

## 第1表 利用料金

### 1 適用

区 分	内 容				
(1) ABEMA プレミアムに係る利用料金の適用	当社は、1 の本契約ごとに 2 (料金額) に規定する ABEMA プレミアム利用料について適用します。				
(2) ABEMA プレミアムに係る割引の適用	当社は、同一の契約者識別符号につき、過去に本規約に基づく ABEMA プレミアムの売買契約を締結した事実がない第 2 種契約者に限り、第 14 条 (料金の支払義務) に規定する料金起算月から起算して 3 カ月間、1 (適用) (1) (ABEMA プレミアムに係る利用料金の適用) に係る ABEMA プレミアム利用料について、次表に規定する額を減額して適用します。 <table border="1"><thead><tr><th>単位</th><th>料金額の減額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 契約ごとに月額</td><td>418 円 (459.8 円)</td></tr></tbody></table>	単位	料金額の減額	1 契約ごとに月額	418 円 (459.8 円)
単位	料金額の減額				
1 契約ごとに月額	418 円 (459.8 円)				

### 2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
ABEMA プレミアム利用料	1 契約ごとに月額	873 円 (960.3 円)

附 則（令和4年6月15日 レパN第205号）

1 本利用規約は、令和4年7月1日から実施します。

（吸収分割に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」といいます。）が次の表の左欄の利用規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この規約実施の日において、次の表の右欄の利用規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
OCN契約者に対する「ABEMAプレミアム」の販売に関する規約	OCN契約者に対する「ABEMAプレミアム」の販売に関する規約

3 旧規約によりNTTコムが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 旧規約の規定によりNTTコムに預け入れ、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された前受金については、この規約実施の日において、当社が新規約に基づいて取り扱います。

5 この規約実施前に、NTTコムに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則（令和5年5月17日 レパN第009600000400-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

附 則（令和5年6月15日 レパN第009600000741-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）

の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
OCN契約者に対する「ABEMAプレミアム」の販売に関する規約	OCN契約者に対する「ABEMAプレミアム」の販売に関する規約

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則（令和5年8月22日 OCN第002386号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年9月1日から実施します。

附 則（令和6年2月26日 OCN第009283号）

（実施期日）

この改正規定は、令和6年3月18日から実施します。